

.....

狛江市男女共同参画推進計画
ーとともに生きる こまえ 21 プランー

平成 25 年度推進状況報告書

平成 26 年 10 月

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議

.....

はじめに

狛江市では、平成 22 年 3 月に「狛江市男女共同参画推進計画ーともに生きるこまえ 21 プランー」（計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度まで）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の推進に取り組んでいます。この計画では、「ドメスティック・バイオレンス防止」、「ワーク・ライフ・バランス」、「子育て支援」について、重点施策と位置づけ、相互連携した施策・事業の展開を図っています。

本推進状況報告書は、計画に掲載されている事業について、男女共同参画関連施策を担当する課の職員で構成される男女共同参画推進計画庁内推進会議において、推進状況を調査し、評価したものです。

この評価結果を活かし、狛江市のさらなる男女共同参画社会の実現に寄与していくことを目指します。また、平成 26 年度は計画の最終年度です。この結果を基にさらに効果的で実行力のある計画となるよう改訂作業を進めます。

狛江市男女共同参画推進計画の基本理念

- 1 性別による差別を受けることなく、男女平等の視点に立って意識改革を続け、性差別を撤廃し、個人の尊厳が保障される社会
- 2 男女とも、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会
- 3 子育て、介護等の家庭的責任を男女で共有し、職場、地域活動においても、従来の固定的な性に基づく役割を強制されたり、それに縛られたりすることなく、責任を分かち合う社会
- 4 男女が、政治、行政、その他の社会生活において、あらゆる活動に平等な立場で参画する社会
- 5 女性の生涯にわたる性と健康の権利を保障する社会

目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について	1
2. 平成 25 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査の実施	2
○評価基準	
○体系図	
大綱 1 男女平等意識の確立	4
大綱 2 女性の人権の確保	13
大綱 3 政策・方針決定過程への女性の参画	21
大綱 4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進	29
大綱 5 子育て・介護を支える環境の充実	36
狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	50
推進体制の強化	55
<資料編>	
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱	
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱	
庁内推進本部・庁内推進会議開催経過	
庁内推進本部員名簿	
庁内推進会議委員名簿	
用語解説	

1. 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について

○ 設置根拠

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成 22 年要綱第 90 号）

○ 設置目的

「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」を全庁的に推進するため

○ 所掌事項

- （1）「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」の推進に関すること。
- （2） 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- （3） 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- （4） その他議長が必要と認める事項

○ 委員構成

男女共同参画関連施策を担当する課の職員 16 名

○ 活動期間

2 年間 （平成 24 年 10 月～平成 26 年 9 月）

○ 活動内容

狛江市男女共同参画推進計画の推進を目指し、「狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査」の実施等の活動を行う。

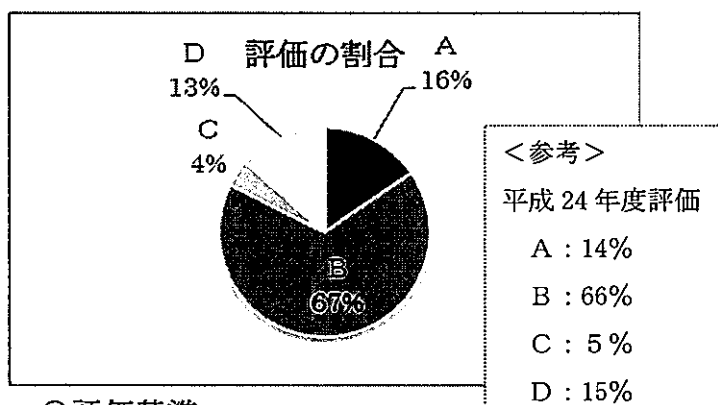
2. 平成 25 年度狛江市男女共同参画推進計画 推進状況調査の実施

対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

対象事業：狛江市男女共同参画推進計画に掲載されているすべての事業
(194 事業)

「狛江市男女共同参画推進計画」の推進のため、担当課において計画に掲載されている事業についての推進状況調査を実施しました。

各事業の実績や評価の詳細については、4 ページ以降に掲載しています。全体の評価結果として、B 評価の事業が 67% と多くを占めています。A 評価の事業は 16% という結果となり、平成 24 年度に比べると少し増加しました。



評価	事業数 H25	事業数 H24
A	31	27
B	129	129
C	8	9
D	26	29
計	194	194

○評価基準

各事業の担当課は、計画の基本理念及び施策別の施策評価の視点により、評価を行います。このことにより、担当課が事業の実施にあたり、計画の基本理念を改めて認識するとともに、施策評価の視点から、より具体的・客観的に振り返りを行います。

A 進んだ

(新規に事業を立ち上げたもの、事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったもの等)

B 現状維持

(同様の事業内容のもの、継続して行ったもの、ただし大綱 3 施策 2 の数値目標を達成している場合は A を選択)

C あまり進んでいない

(事業内容に後退が見られたもの、検討や準備を行ったもの)

D 全く進んでいない

(該当事業に着手しなかったもの)

【体系図】

大綱

施策

狛江市男女共同参画推進計画

1 男女平等意識の確立

- 1 男女平等意識を育む学校教育
- 2 多様な学習機会の確保
- 3 地域活動への支援
- 4 家庭における意識改革
- 5 男女共同参画社会の形成

2 女性の人権の確保

- 1 法・制度の普及
- 2 人権意識の啓発
- 3 メディアへの対応・広報等の取組み
- 4 相談体制の強化
- 5 人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの確保

3 政策・方針決定過程への女性の参画

- 1 市政における男女平等
- 2 行政分野における男女平等
- 3 市民活動における男女平等

4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 法・制度の周知・啓発
- 2 ワーク・ライフ・バランス支援の推進
- 3 労働者の権利の確保
- 4 事業者との連携強化
- 5 自営業・農業における男女平等の推進
- 6 双方向の情報交換
- 7 チャレンジへの支援

5 子育て・介護を支える 環境の充実

- 1 子育てサービスの充実
- 2 介護サービスの充実
- 3 人材の確保と研修
- 4 男女平等意識の啓発
- 5 暮らしやすい環境づくり
- 6 地域福祉活動の促進
- 7 生きがいづくりの推進
- 8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

○狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- 1 ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み
- 2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援
- 3 相談業務の充実と関係機関との連携

○推進体制の強化

- 1 取組みの方針
- 2 推進体制強化に向けた取組み

大綱1 男女平等意識の確立

施策

1 男女平等意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女平等観を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における適正な男女平等観に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

【施策評価の視点】

- ① 学校において、男女平等教育を推進しているか。
- ② 職場としての学校において、男女平等を推進しているか。
- ③ 教職員の研修において、男女平等教育の啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	男女平等に関する人権教育	社会科、家庭科などの教科だけでなく道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される指導を推進するとともに学んだことを実践的行動と結びつける指導を実施した。	B	教育課程及び人権教育の年間指導計画に則ったものである。	継続	指導室
1	2	小中学校における男女混合名簿等の活用	学級や学年で出席簿の様式が不統一になっていることのないよう指導するとともに、名簿は必要に応じて適切に使い分けることが必要であることについても指導した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
1	3	進路指導における男女平等の推進	年間4回の進路指導主任会を実施し、児童・生徒の個性と能力を伸ばすとともに、児童・生徒が能力・適性を生かした進路を選択することができるよう指導・助言した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室

1	4	教職員研修における男女平等の充実	人権教育の悉皆研修を実施するとともに、年5回開催する人権教育推進委員会において「人権教育推進の啓発資料」を作成し、市内各小・中学校等に配布して人権教育のさらなる推進を図った。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
---	---	------------------	---	---	-------------	----	-----

2 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女平等に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 男女平等意識を育むことのできる学習機会を提供しているか。
- ② 誰もが学習しやすい環境づくりを進めているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
2	1	男女共同参画推進フォーラム等の実施	ワーク・ライフ・バランス（*）フォーラムを実施した。（岩崎恭子氏による講演、映画上映。参加者約620名）	A	他市と連携して規模の大きなフォーラムを実施し、多くの市民が参加したため	継続	政策室
2	2	男女共同参画に関する市民の活動などに関する資料の整備と情報提供	国、都や他自治体等の男女共同参画に関する冊子や講演会等のチラシを庁舎2階男女共同参画コーナーや庁内掲示板を利用し、配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
2	3	男女共同参画に関する市民の活動などについての資料の整備と情報提供	「保育室だより」の発行 1年間の学習記録「はじめてのいっぽ」の発行	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館

2	4	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	狛江市男女共同参画推進委員会だよりを作成し、都内自治体や市内団体、公共施設等に配布した。	A	レイアウトや内容を充実させたため	継続	政策室
2	5	社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	女性セミナーⅠ「親学のすすめ」を全2回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全13回開催した。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
2	6	公の社会教育講座に伴う乳幼児の保育	女性セミナーⅡでは、保育つきで「子育てについて考える」を全13回開催した。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
2	7	女性問題関係図書目録の作成配布	男女共同参画週間に合わせて関係図書の集中展示及び図書の目録を作成した。	B	前年度事業の継続のため	継続	図書館
2	8	女性問題関係図書の収集充実と利用の促進	女性問題関係図書の収集充実を図り、利用者へ提供した。	B	前年度と同様の内容で、利用促進についての新しい試みはなかったため	継続	図書館

*資料に用語解説あり

3 地域活動への支援

地域のボランティア活動やPTA、町会・自治会活動などで、上下関係のない地域活動、イベントを通して男女平等意識を育むために、地域活動の活性化に向けた支援を行います。

【施策評価の視点】

男女平等意識が育まれるような、地域活動の活性化に向けた支援を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
3	1	女性問題に関する知識経験などを地域に還元する仕組の構成	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
3	2	男女平等意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会への助成金を支出した。 地域センター運営協議会の活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。 地域センター運営協議会で、男の料理教室など、男女の役割分担の既成概念を超えた事業を実施した。 町会・自治会へのコミュニティ活動活性化助成金を支出した。 取組み支援、地域活動の情報提供をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課
3	3	公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	「公民館だより」を年3回を発行した。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
3	4	女性団体ネットワークづくりの支援	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
3	5	子育てネットワークの形成	野川地域センター、子ども家庭支援センターにおいて、子育てひろばを実施し、地域における子育てネットワークの形成支援に努めた。 地域の子育て支援者の育成のため子育てボランティア講座を実施した。子育てひろばに受講者が参加し地域活動の活性化を図った。	B	前年度同様事業を実施し、子育てネットワークの形成に努めた。	継続	子育て支援課

3	6	社会教育活動への支援（女性団体）	団体主催の催し及び大会の後援名義等使用の承認をした。 各種施設使用料の減額を行った。 各事業の情報提供をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	社会教育課
3	7	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	記事を掲載するにあたっては、常日頃から男女平等の視点をもって掲載するよう努めている。	B	前年度と同様に男女平等の視点に立って、掲載できたため	継続	秘書広報室
3	8	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	国の機関である「ハローワーク府中マザーズコーナー」を案内。相談があった場合、案内チラシを渡したり、アドバイザーの予約を取って面談を設定している。	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
3	9	公民館活動団体の連携支援と情報提供	団体から要望があるごとに、団体同士の連携支援や情報提供をしている。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
3	10	公民館活動団体への保育による支援	中央公民館では、「こども室」を西河原公民館では、「幼児室」を団体に貸し出している。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館

4 家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、アンペイドワーク(*)に対する認識や自営業の経営と家計分離の普及啓発等の促進に向け、男女共同参画に関する情報提供を図ります。（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する意識啓発や情報提供をしているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
4	1	家庭における 男女平等教育 の推進	他市と連携してワーク・ライフ・バランス（＊）をテーマに研究し、フォーラム開催や標語募集、冊子の作成を行った。	A	新しい取組みのため	継続	政策室
4	2	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	他市と連携してワーク・ライフ・バランス（＊）をテーマに研究し、フォーラム開催や標語募集、冊子の作成を行った。	A	新しい取組みのため	継続	政策室
4	3	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	障がい者介護の相談の際、男女共同責任分担についての情報提供、促し等を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
4	4	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
4	5	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	ママパパ学級を年 12 回（1 回 3 日間、3 日目は土曜日）実施した。 実人数母親 236 名、父親 178 名 延人数母親 490 名、父親 200 名	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課

4	6	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブックの中で、ママパパ学級の紹介を行った。父親と子ども対象の子育て講座「パパと一緒にベビーマッサージ」を実施した。	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
4	7	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全13回開催した。	C	男女共同責任分担という視点からの普及啓発はあまりできなかったため	検討	公民館
4	8	両性の尊重と性にかかわる教育の推進	各学校において心身の発達段階等を踏まえ、教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮した指導や活動の場面等を確保した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
4	9	アンペイドワーク（*）、自営業の経営と家計分離に関わる情報の提供	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
4	10	アンペイドワーク（*）、自営業の経営と家計分離に関わる普及・啓発	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性課

*資料に用語解説あり

5 男女共同参画社会の形成

市は、本計画の推進に向けて積極的に取り組むとともに、市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

【施策評価の視点】

- ① 市民や事業者が男女共同参画を推進するために、環境づくりを進めているか。
- ② 男女平等意識をより高めるために、周知啓発を推進しているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
5	1	男女共同参画に関する市民意識調査	実施せず。(26 年度に実施)	D	26 年度（計画改訂時）に実施する。	継続	政策室
5	2	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料を庁舎 2 階男女共同参画コーナー等を利用し配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
5	3	国、都、他の自治体等の資料収集	チラシ等は、ロビーのラックに入れ、ポスターもロビーの掲示板に出し、必要に応じて資料を整理している。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
5	4	広報「こまえ」による男女共同参画に関する広報	フォーラム等事業の広報記事を掲載するとともに、男女共同参画週間の関連記事を掲載し、広報した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
5	5	女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法及び実態の調査研究	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。女性に限定していないが、起業に関する相談は商工会を紹介し、相談を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

5	6	男女共同参画 施策推進状況 の調査	男女共同参画推進計画庁内推進会 議委員が中心となり、事業実績等を 調査し、まとめた。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
5	7	国・都・区市 町村との連携	小金井市、国立市と連携し多摩3市 男女共同参画推進共同研究会を立 ち上げ、活動した。 市町村連絡会等へ出席し意見交換 を行った。	A	新たな取組み を実施したた め	継続	政策室
5	8	女性問題講演 会の実施	女性セミナーⅠ「親学のすすめ」を 全2回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考 える」を全13回開催した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	公民館
5	9	売買春をなく すための啓発	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
5	10	国・都への法 整備の要請	実施せず。	D	要請すること がなかったた め	継続	政策室
5	11	男女共同参画 についての標 語等の募集	他市と連携してワーク・ライフ・バ ランス（＊）をテーマに標語の募集 を行った。	A	新たな取組み のため	継続	政策室

*資料に用語解説あり

<大綱1の各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	6
B 現状維持	29
C あまり進んでいない	1
D まったく進んでいない	7
計	43

<大綱1の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が最も多くなっているため。 新たな取組みとして、他市と連携してワーク・ライフ・バランス(*)をテーマに研究し、フォーラム開催や標語募集、冊子の作成を行った。 また、狛江市男女共同参画推進委員会だよりのレイアウトを充実させる等情報提供の仕方を工夫した。
---	--

*資料に用語解説あり

<提言>

① 毎年継続的に行われている事業が多くある。児童・生徒への指導方法の工夫、市民への情報提供方法の工夫等、積極的に改善していく必要がある。 ② 学習機会の提供については、他市と連携し大規模なフォーラムを開催する等新規事業がある一方、平成25年度は実施せず、今後の事業計画方針が検討となっている事業がある。今後とも効果的な学習機会の提供方法を検討していく必要がある。 ③ 家庭や地域活動において、男女平等意識が育まれるよう、セミナーの開催等より一層の支援をしていく必要がある。 ④ 未実施の事業の中には、計画の周知が不十分であったり具体的な施策のイメージが明確でなかったことが原因のものもあると考えられる。次期計画においては、この点をふまえ反映させていく必要がある。

大綱2 女性の人権の確保

施策

1 法・制度の普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する法や制度の情報を提供しているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
1	1	男女共同参画 のための法・ 制度の情報提 供	国、都から資料の送付があった際に 配布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室

2 人権意識の啓発

セクシュアル・ハラスメント（＊）やドメスティック・バイオレンス（＊）が女性の人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また、男性が暴力によらない問題解決の方法を身につけるよう、加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女平等に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組みます。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する研修やセクシュアル・ハラスメント防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組んでいるか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
2	1	男女共同参画 理解のための 職員研修の実 施	男女平等理解のための職員研修会 を実施した。参加者 22 名	B	男女平等理解 のための研修 を実施したた め	継続	職員課

2	2	男女平等に関する人権意識の啓発	男女平等を含む広く人権啓発事業を実施した。 人権啓発事業「音楽と講演の集い」を開催し、多くの市民が参加した。	A	新たに規模の大きなイベントを開催したため	継続	政策室
---	---	-----------------	---	---	----------------------	----	-----

3 メディアへの対応・広報等の取組み

メディアを通じて様々な場面における女性参画の姿が広く知られることが、男女平等意識の啓発と女性の人権を守る大きな力となることから、多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

メディアによりもたらされる情報は個人の意識や社会に与える影響が大きいことから、固定的な性別役割分担や女性を性の対象とする男女の人権侵害につながる可能性のある表現について、男女平等の視点からの配慮が必要です。

市が作成する広報、出版物等はその表現が社会的基準とみなされることから、特に表現への配慮が必要です。また、市民のメディア・リテラシー（情報活用能力）（*）を育成し、身につけることができるよう、情報提供と学習機会の提供・支援を行っていきます。

（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 多様なメディアを通して、女性の参画状況の情報提供をしているか。
- ② 広報こまめ等作成の際には、男女平等の視点から表現への配慮をしているか。
- ③ メディア・リテラシー（*）を育成するための支援を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
3	1	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまめ、市ホームページ、ツイッター等を利用し、情報提供を行っている。	B	提供にあたっては、各課からの情報提供が必要である。	継続	秘書広報室

3	2	メディア・リテラシー（情報活用能力） （＊）向上の支援	実施せず。	D	未実施のため	検討	公民館
---	---	--------------------------------	-------	---	--------	----	-----

*資料に用語解説あり

4 相談体制の強化

夫・パートナーからの暴力等、苦情や相談を受け付ける身近な窓口の設置と、中・長期的な自立に向けた支援や被害者の精神的なケアを実施できるよう、既存の一時避難場所の紹介や配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討等、関係機関や民間組織と連携して取り組みます。

あわせて、専門相談体制の整備や専門性を備えた女性職員の拡充等の相談体制の充実を図ります。

【施策評価の視点】

- ① 関係機関や民間組織と連携して、支援に取り組んでいるか。
- ② 相談体制の充実を図っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
4	1	女性問題担当 窓口・女性相 談の強化	毎月第2・4・5水曜日にカウンセ ラーによる女性悩みごと相談を実 施。6・11 月には夜間相談を実施 した。 相談件数 25 件	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
4	2	女性問題担当 窓口・女性相 談の強化	広報こまえて相談業務の周知（毎月 1 回）。市役所正面玄関に相談業務 の掲示。母子自立支援員による相談 窓口における対応及び電話相談。必 要に応じて家庭訪問、関係機関との 連絡・連携による相談援助活動、情 報提供	B	母子自立支援 員における相 談援助活動の 中で関係機関 と連携をとり、 相談体制の充 実に努めたた め	継続	子育て支援課

4	3	女性への暴力等の人権相談の充実	毎月第3木曜日に人権擁護委員による人権身の上相談を実施している。	B	前年度事業の継続のため	検討	政策室
4	4	女性への暴力等の人権相談の充実	母子自立支援員が、窓口及び電話にて暴力等の相談を受けるとともに、必要な情報の提供を行った。また、被害者の支援体制、関係機関の連携に努めた。	B	被害者の総合的な相談及び支援を行ったが、体制の充実には至らなかったため	継続	子育て支援課
4	5	24 時間受付体制ホットラインの整備	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
4	6	緊急一時保護事業の実施	母子自立支援員による緊急一時保護施設への保護など、被害者への安全確保を最優先に取り組んだ。また、市独自に母子生活支援施設と契約を結び、緊急一時保護施設の確保を行った。	B	被害者の安全を確保するため、一時保護施設の活用を適切に行うよう努めたため	継続	子育て支援課

5 人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の確保

幼児期から青少年期におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及と実践が大切なことから、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

思春期、月経時、妊娠、出産期、更年期、高齢期等、女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進します。

（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の普及と啓発を行っているか。
- ② 人権教育を進めているか。
- ③ 女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進しているか。

（＊資料に用語解説あり）

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
5	1	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	母子手帳配布時にマタニティマークの配布、ママパパ学級時のテキスト配布を行っている。また妊婦、その夫に対し講演会等のチラシ配布も行い、より広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
5	2	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の理念の浸透	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
5	3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の理念の浸透	ママパパ学級を年 12 回実施。また健康相談を実施し、相談の内容に応じ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の理念浸透につなげた。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
5	4	性にかかわる指導の適正実施	保健主任会、生活指導主任会において性にかかわる指導の考え方、進め方について協議し、各学校が指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施した。都教育委員会が作成した「性教育の手引」を参考に、養護教諭との連携も図り適正に実施した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室

5	5	家庭における 両性の尊重と 性教育の推進	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
5	6	家庭における 両性の尊重と 性教育の推進	女性セミナーⅠ「親学のすすめ」を 全2回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考 える」を全13回開催した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	公民館
5	7	テレフォン健 康相談の実施	単独事業としては行っていないが、 随時実施している。	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推進課
5	8	保健指導の充 実	こんにちは赤ちゃん訪問 訪問件数 675 件 スキンケアや児童館のチラシ配布 を導入し保健指導の充実を図った。 また子育てがはじまったばかりの 母親を対象に交流や情報交換が出 来る場を年12回開催した。	A	事業内容に進 捗がみられ、ま た新規に事業 立ち上げも行 ったため	継続	健康推進課
5	9	啓発資料（母 性保健資料） の作成配布	母子保健バックの交付 交付数 672 件	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推進課
5	10	父親学級の実 施	ママパパ学級を年12回（1回3日 間、3日目は土曜日）実施した。 実人数母親236名、父親178名 延人数母親490名、父親200名 また、新規事業としてプレパパ・プ レママクッキングを年2回土曜日 に実施した。 母親8名 父親7名参加	A	新規事業立ち 上げを行った ため	継続	健康推進課

5	11	各種健診事業 の充実	様々な健診を行い、女性の保健事業を推進した。 特定健康診査 6,787 人 健康診査 4,469 人 胃がん検診 1,164 人 肺がん検診 1,414 人 子宮がん検診 1,376 人 乳がん検診 971 人 大腸がん検診 1,961 人 骨密度測定 622 人	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推進課
---	----	---------------	---	---	-----------------	----	-------

*資料に用語解説あり

<大綱2の各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	3
B 現状維持	15
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	4
計	22

<大綱2の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が最も多くなっているため。 しかし、人権啓発事業やプレママプレパパクッキングの開催、母子交流の場を提供する等新規事業立ち上げも見られた。
---	--

<提言>

① 現状維持の事業が多い。それらに対しては新しい取組みを検討し、より充実した事業を構築していく必要がある。新規立ち上げの事業に関しても、事業評価をし、より良い事業に展開していく必要がある。 ② 未実施の事業については必要性を再検討し、必要なものに関しては早急に着手する。市民に情報を積極的に提供し、女性の人権確保をより進めていくことが求められる。

大綱3 政策・方針決定過程への女性の参画

施策

1 市政における男女平等

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

【施策評価の視点】

幅広く市政に参画できるように、市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	市政に参画する情報提供	審議会等の開催予定、市民委員の募集等の情報を、広報こまえ、市ホームページに掲載して情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
1	1	市政に参画する情報提供	特別職報酬等審議会開催せず。	D	審議会を開催していないため	継続	職員課
1	1	市政に参画する情報提供	「音楽の街ー狛江」構想推進委員会の予定を市ホームページを通じて行った。	B	前年度事業の継続のため	廃止	地域活性課

1	1	市政に参画する情報提供	委員会の開催、広報こまえ、ホームページ、ココシルこまえ（新規）で情報提供を行った。	A	携帯電話アプリ「ココシル」、「バリアフリーナビ」を作成した。また「ココシルこまえ」ホームページを開設し、市内のお知らせ等の情報を発信した。	継続	地域福祉課
1	1	市政に参画する情報提供	地域包括支援センター運営協議会及び介護保険推進市民協議会において開催予定、協議会議事録を広報及びホームページで公表した。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
1	1	市政に参画する情報提供	健康づくり推進協議会は市民委員を広報で募集し、議事録をホームページで公表した。 健康づくり推進協議会は平成 25 年度より市長の付属機関となり、健康こまえ 21 の中間評価を行い、市長の諮問に応じ答申を行った。	A	健康こまえ 21（2 次）の作成にとりかかったため	継続	健康推進課
1	1	市政に参画する情報提供	平成 25 年度に子ども・子育て会議、プレーパーク設置準備委員会を設置。また市民委員の募集や審議会開催等の情報提供を行った。	A	新規に審議会等を開催したため	継続	子育て支援課
1	1	市政に参画する情報提供	公募市民委員の募集について広く情報提供を行った。	B	前年度に引き続き継続して行ったため	継続	児童青少年課
1	1	市政に参画する情報提供	市民説明会等開催のお知らせを市ホームページや広報こまえ、ビラ配り等で広く周知し、情報提供に努めた。	B	周知は行っているが、今後も広く周知を行っていく。	継続	道路交通課

1	1	市政に参画する情報提供	各審議会等の市民委員は広報こまえ等を利用して公募を行った。 各審議会等の傍聴は広報こまえ等を利用し広く情報提供を行った。	B	男女問わず平等に情報提供を行っているため	継続	まちづくり推進課
1	1	市政に参画する情報提供	特別支援教室モデル事業の保護者向け説明会を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
1	1	市政に参画する情報提供	市民委員の公募及び委員会開催等のお知らせを広報こまえ・市ホームページ等により広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	社会教育課
1	1	市政に参画する情報提供	広報こまえ、各種チラシ・パンフレット・ポスター等を、ロビーを中心に見やすく掲示している。	B	前年度同様のため	継続	公民館
1	1	市政に参画する情報提供	前年度に引き続き、市政情報に関する資料を収集し利用者に提供した。 また、市ホームページを閲覧できるパソコンが1台設置しており、情報提供を行っている。市民委員の募集については、広報こまえに掲載した。	B	前年度事業の継続のため	継続	図書館

2 行政分野における男女平等

行政が自ら積極的な男女平等を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の確保に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成となることを撤廃し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう、是正措置をとります。

【施策評価の視点】

- ① 職員の能力向上と育成を図っているか。
- ② 審議会等委員における男女のどちらかの割合が、40%を下回っていないか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・情報公開審査会 計 5 人（男性 4 人 女性 1 人） ・個人情報保護審査会 計 5 人（男性 4 人 女性 1 人） ・個人情報保護審議会 計 7 人（男性 6 人 女性 1 人） ・外部評価委員会 計 11 人（男性 7 人 女性 4 人） ・市民参加と市民協働に関する審議会 計 15 人（男性 9 人 女性 6 人） ・市民活動支援センター開設準備委員会 計 12 人（男性 8 人 女性 4 人） ・男女共同参画推進委員会 計 8 人（男性 3 人 女性 5 人）	B	どの会議も両性の委員を確保しているが、数値目標には達していないため	継続	政策室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	特別職報酬等審議会開催せず。	D	審議会を開催していないため	継続	職員課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	「音楽の街ー狛江」構想推進委員会 計 10 人（男性 7 人 女性 3 人） 商店街振興プラン策定委員会 計 10 人（男性 8 人 女性 2 人）	B	男女の区別無く依頼及び募集しているため	廃止	地域活性課

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・市民福祉推進委員会 計 21 人（男性 15 人 女性 6 人） ・地域自立支援協議会 計 15 人（男性 9 人 女性 6 人） ・障害程度区分認定審査会 計 6 人（男性 3 人 女性 3 人）	B	政策方針決定等の場における女性参加の場を設けているが、十分とはいえない。（前年度同様）	継続	地域福祉課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・地域包括支援センター運営協議会 計 8 人（男性 7 人 女性 1 人） ・介護保険推進市民協議会 計 13 人（男性 9 人 女性 4 人） ・介護認定審査会 計 31 人（男性 22 人 女性 9 人） ・養護老人ホーム入所判定委員会 計 4 人（男性 3 人 女性 1 人）	B	どの会議も両性の委員を確保しているが、数値目標には達していないため	継続	高齢障がい課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	健康づくり推進協議会 計 12 人（男性 6 人 女性 6 人）	A	数値目標を達成しているため	継続	健康推進課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・子育てサイト編集委員会 計 18 人（男性 2 人 女性 16 人） ・子ども・子育て会議 計 15 人（男性 10 人 女性 5 人） ・プレーパーク設置準備委員会 計 12 人（男性 6 人 女性 6 人）	B	どの会議も両性の委員を確保しているが、数値目標には達していないため	継続	子育て支援課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・青少年問題協議会 計 24 人（男性 16 人 女性 8 人） ・青少年問題協議会小委員会 計 15 人（男性 7 人 女性 8 人） ・青少年委員 計 8 人（男性 4 人 女性 4 人）	B	どの会議も両性の委員を確保しているが、数値目標には達していないため	継続	児童青少年課

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・地域公共交通会議 計 12 人（男性 12 人） ・交通安全対策会議 計 12 人（男性 10 人、女性 2 人） ・環境保全審議会 計 10 人（男性 9 人、女性 1 人） （環境政策課所管） ・環境保全実施計画推進委員会 計 10 人（男性 8 人、女性 2 人） （環境政策課所管）	B	男女問わず公募等を行っているものの、結果的には女性の割合が 40%を下回っているため	継続	道路交通課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・都市計画審議会 計 13 人（男性 12 人 女性 1 人） ・まちづくり委員会 計 14 人（男性 13 人 女性 1 人）	C	男女を問わず公募等を行っているものの、結果的にまちづくり委員会委員の女性委員が 1 名減ってしまったため	継続	まちづくり推進課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	地域特別支援教育推進連絡協議会 計 15 人（男性 10 人 女性 5 人）	B	両性の委員で構成しているが、数値目標を達成していないため	継続	指導室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・社会教育委員の会議 計 8 人（男性 5 人 女性 3 人） ・文化財専門委員の会議 計 6 人（男性 4 人 女性 2 人） ・スポーツ推進委員会 計 12 人（男性 5 人 女性 7 人） ・スポーツ推進審議会 計 6 人（男性 6 人）	B	前年度よりは向上したが、女性割合が 40%を下回っている委員会及び審議会があるため	継続	社会教育課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	公民館運営審議会 計 10 人（男性 6 人 女性 4 人）	A	数値目標を達成しているため	継続	公民館

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	図書館協議会 計8人（男性3人 女性5人）	B	両性の委員で構成しているが、数値目標を達成していないため	継続	図書館
2	2	女性管理職の確保	女性管理職昇任者はおらず、管理職で退職した職員が1人いた。	C	新たに管理職になった者がおらず、退職で1人減となったため	継続	職員課

3 市民活動における男女平等

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、NGO・NPO（*）や市民団体の活動を支援します。（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

男女が平等に役職につく等、方針決定の場に参画できるように、地域の市民活動に啓発を行っているか。

施策	NO	事業名	25年度実績	評価	評価理由	今後の事業計画方針	事業担当課
3	1	NGO、NPO（*）、市民活動団体への支援	市民協働事業提案制度の説明会を実施した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室

3	2	NPO（＊）、市民活動団体への支援	市内 NPO 団体に「市民公益活動事業補助金」等の情報提供をしている。市民活動・生活情報誌「わっこ」を毎月発行し、その中で、団体情報の紹介、参画の機会等の情報提供を行っている。平成 25 年度から紙面が両面カラーになり、団体の催しの紹介や募集記事がより見やすくなった。	A	「わっこ」の紙面が改善されたため	継続	地域活性課
---	---	-------------------	--	---	------------------	----	-------

＊資料に用語解説あり

<大綱 3 の各課事業の評価集計>（単位：事業）

A 進んだ	6
B 現状維持	21
C あまり進んでいない	2
D まったく進んでいない	2
計	31

<大綱 3 の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が最も多くなっているため。 市政への参画の情報提供について、携帯電話アプリを作成し、新たにホームページを開設した。また、市民活動団体の情報提供についても情報誌の紙面を両面カラーにし、より読みやすい紙面づくりに取り組んでいる。 一方で、審議会等の委員における両性の確保について、全庁的に継続して取り組んでいるところであるが、結果的に男女どちらかの割合が 40%を下回っている審議会等がある。
---	---

<提言>

- ① 市政への参画及び市民活動団体の情報提供について、前年度より継続して取り組んでいるものの、周知方法や手段について、さらなる工夫と検討が必要である。
- ② 審議会等における両性の確保については、引き続き情報発信をし、継続して努めていく。

大綱 4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（*）の推進

*資料に用語解説あり

施策

1 法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、広報等や関係機関との会議等を通じて、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。

法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連絡体制の強化を図ります。

【施策評価の視点】

市民や事業者に対して、法・制度の周知・啓発をしているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	労働関係法・ 制度の周知啓 発	国、都が作成する資料等を配布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
1	2	労働関係法・ 制度の周知啓 発	東京都労働相談情報センターによるセミナーが3回開催され、共催した。国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	A	回数が増加した。	継続	地域活性課
1	3	育児・介護休業制度の普及・啓発	国、都が作成する資料等を配布した。	C	資料も少なく あまり普及・啓 発にいたって いないため	検討	政策室
1	4	育児・介護休業制度の普及・啓発	実施せず。国、都等が作成したパンフレット、冊子等の配布実績もなし。	D	未実施のため	検討	地域活性課

1	5	事業者に法・制度遵守の啓発	東京都労働相談情報センターによるセミナーが3回開催され、共催した。	A	回数が増加した。	継続	地域活性化課
---	---	---------------	-----------------------------------	---	----------	----	--------

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（*）支援の推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

国等や関係機関が実施している育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、市民に対するワーク・ライフ・バランスの講習会や事業者に対する中小企業の取組み実施事例紹介等の普及促進事業を推進します。（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 市民や事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行っているか。
- ② ワーク・ライフ・バランスを普及促進させるための事業を推進しているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
2	1	ワーク・ライフ・バランス（*）普及促進事業の創設	国、都、他自治体等が作成する資料等を庁舎2階男女共同参画コーナーで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
2	1	ワーク・ライフ・バランス（*）普及促進事業の創設	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課

2	2	ワーク・ライフ・バランス (*) 普及促進事業の創設	ワーク・ライフ・バランスフォーラムを実施し、多くの市民が参加した。	A	他市と連携し規模の大きなフォーラムを実施したため	検討	政策室
2	2	ワーク・ライフ・バランス (*) 普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性課
2	3	ワーク・ライフ・バランス (*) 普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性課

*資料に用語解説あり

3 労働者の権利の確保

パートタイム労働や派遣労働等を含め、労働者の権利が確保されるよう国のガイドラインの周知・啓発・情報の提供、相談体制の充実を図ります。

【施策評価の視点】

労働者の権利に関する情報提供を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
3	1	パートタイム労働者の環境改善の要請	労働に関する相談については東京都労働情報相談センターを紹介している。同センターにおいて雇用側との調整も行い、ケースによっては労働基準監督署へつなげている。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

3	2	労働者の権利に関する情報提供	国、都が作成する資料等を配布した。	C	資料も少なくあまり情報提供できていないため	検討	政策室
3	2	労働者の権利に関する情報提供	東京都労働相談情報センターによるセミナーが3回開催され、共催した。	A	回数が増加した。	継続	地域活性課

4 事業者との連携強化

女性労働者の能力発揮の促進や職域拡大のため、企業の積極的な取組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

【施策評価の視点】

事業者との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
4	1	女性就労の実態に関する調査研究	東京都が調査した調査結果等を把握した。	D	事業者と連携を図っているわけではないため	継続	地域活性課
4	2	事業所の良好な就労環境の推進	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	D	事業者と連携を図っているわけではないため	継続	地域活性課

5 自営業・農業における男女平等の推進

女性が家族従業者として正当な評価を得られるよう、自営業・農業における経営と家計分離の普及啓発を図ります。

【施策評価の視点】

農業における経営と家計分離の普及啓発を図っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
5	1	経営と家計分離の普及啓発	市内農業者向け簿記記帳講習会を毎年開催 H23 年度 6 回開催 延べ 17 人参加 H24 年度 7 回開催 延べ 21 人参加 H25 年度 11 回開催 延べ 28 人参加	B	前年度事業の継続のため	継続	農業委員会

6 双方向の情報交換

固定的な性別役割分業意識の解消や会社優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動を実施します。

また、市民や事業者の状況やニーズを把握するための、労働相談や各種調査の実施、商工会等を通じた事業者との情報交換を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 固定的な性別役割分業意識に向けた意識啓発を行っているか。
- ② 市民や事業者の状況等を把握するための取組みを行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
6	1	性別役割分業意識解消の啓発	フォーラム開催、情報誌発行により啓発を行った。 国、都、他自治体が作成する資料等を配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室

6	2	性別役割分業意識解消の啓発	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性課
6	3	労働環境の各種調査把握	東京都が調査した結果を把握している。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課
6	4	商工会等との情報交換	随時情報交換を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

7 チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ（*）講習、また、新たな起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

求職者のために一時保育事業を実施する等、子育てサービスの充実により保育支援の強化を図ります。（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

在職者や再就職を希望する等の求職者に対して、情報提供やチャレンジするための支援を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の事業計画方針	事業担当課
7	1	起業支援の情報の提供	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

7	2	再就職希望者への自己啓発の支援	就職活動に関するセミナーを対象を絞り、4回に分けて実施した。 若年者向け 24 人参加、中高齢者向け 47 人参加、女性向け 20 人参加、一般向け 15 人参加	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課
7	3	再就職講座の実施	就職活動に関するセミナーを対象を絞り、4回に分けて実施した。 若年者向け 24 人参加、中高齢者向け 47 人参加、女性向け 20 人参加、一般向け 15 人参加	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課
7	4	職業相談・就職情報提供	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課
7	5	チャレンジへの支援	スキルアップ講習会の実施はしていない。国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	C	講習会など実施していないため	継続	地域活性課

*資料に用語解説あり

<大綱4の各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	4
B 現状維持	12
C あまり進んでいない	3
D まったく進んでいない	6
計	25

<大綱4の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が最も多くなっているため。 「育児・介護休業制度の普及・啓発」や「性別役割分業意識解消の啓発」等の事業の進展があまり見られなかった。一方で「ワーク・ライフ・バランス(*)フォーラム」の実施や「労働関係」のセミナーの回数を増加する等の進展があった。
---	---

*資料に用語解説あり

<提言>

- ① 「育児・介護休業制度の普及・啓発」や「性別役割分業意識解消の啓発」について、国や都が作成したパンフレット等の活用を積極的に行う等、普及・啓発に努めることが必要である。
- ② 市が「ワーク・ライフ・バランス（＊）」の市民への好例となるよう、引き続き働きかけが必要である。

＊資料に用語解説あり

大綱5 子育て・介護を支える環境の充実

施策

1 子育てサービスの充実

市は、狛江市次世代育成支援行動計画を策定し、保育所の定員枠の拡大、待機児童の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施するとともに、計画の進行管理に努めます。

子育て支援をテーマとした教育講座の開設などの社会教育事業や広報紙を活用した子育て支援特集号の発行などの広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

身近な子育て情報を発信するための子育て情報ネットワークづくりを推進します。

【施策評価の視点】

- ① 子育てと就労等を両立するための支援を推進しているか。
- ② 子育て支援に関する情報を提供しているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	子育て相談	子ども家庭支援センター、子育て支援課、児童相談所で子育て相談を受けるとともに、関係機関と連携して支援を行った。児童青少年課と連携を図るとともに、野川たんぽぽひろばの中でも子育て相談を受けた。	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課

1	1	子育て相談	子育て広場、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等との連携強化を図っている。 また、学童保育所の午前開放事業「あそびの広場」や保育園の園庭開放「おひさま」でも相談に応じている。平成25年4月から松原学童保育所にて同事業を新規開設した。	A	新たにあそびの広場を開設したため	継続	児童青少年課
1	2	乳幼児保育の充実	認可保育所 11ヶ所、認証保育所 5ヶ所、家庭福祉員 3人により、継続して保護者の就労支援を図った。	A	新たに認可保育所を 2ヶ所開設したため	継続	児童青少年課
1	3	産休明け保育の充実	和泉保育園、駄倉保育園、多摩川保育園、狛江子どもの家、さらに平成 25 年 4 月から駒井保育園、虹のひかり保育園、ぎんきょう保育園を加えた 7 園で、生後 57 日目からの受け入れを実施した。	A	新たに 3ヶ所の保育園で産休明け保育を開始したため	継続	児童青少年課
1	4	長時間開所保育の実施	認可保育所は 11 時間開所しており、市立保育園全園及び多摩川保育園で 11 時間開所後の 1 時間、延長保育を行っている。平成 25 年 4 月に開所した虹のひかり保育園、ぎんきょう保育園では、2 時間延長保育を実施した。	A	新たに 2ヶ所の保育園で延長保育を開始したため	継続	児童青少年課
1	5	一時預かりの実施	・一時保育 家庭福祉員 延べ利用日数 133 日 ・子どもショートステイ 延べ利用日数 100 日	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
1	5	一時預かりの実施	駄倉保育園、虹のひかり保育園、家庭福祉員宅で一時保育を行っている。	B	前年度事業継続のため	継続	児童青少年課

1	6	障がい児保育の充実	障がいのある子どもの受け入れを行っている。	B	前年度事業継続のため	継続	児童青少年課
1	7	放課後児童健全育成事業（児童館・学童クラブ）	平成 25 年 4 月から第五小学校放課後クラブを開設し、当該地区における待機児童の解消を実現した。	A	新たに放課後クラブを 1 ヶ所開設したため	継続	児童青少年課
1	8	障がい児学童保育受入の充実	障がいのある子どもの受け入れを行っている。 また、各学童クラブにおいて実施している巡回相談の回数を増やし、専門家からの指導助言を継続的に受けることで充実を図った。	A	学童クラブにおける巡回相談の回数を増やしたため	継続	児童青少年課
1	9	認可外保育室運営費助成	認証保育所及び家庭福祉員に対しては運営費を、毎月初日の在籍児童数に応じて補助している。平成 25 年度より、認証保育所及び家庭福祉員を利用している保護者に対して、負担軽減補助金の交付を行った。	A	広く認可外保育施設利用者の負担軽減を図ったため	継続	児童青少年課
1	10	病児保育の充実	狛江すこやか病児保育室にて事業を実施した。 ・年間登録者数 460 名 ・延べ利用日数 417 日	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
1	11	私立幼稚園への助成	市内私立幼稚園に対し、私立幼稚園協会を通して補助金を支給することにより、教職員への研修、園児等の衛生管理、また幼児教育の充実につなげた。また、園児の保護者への保育料に対する補助を行なうことにより、子育てと就労等の両立に寄与している。	B	前年同様だが、子育てと就労等の両立及び情報提供について行っていると言える。	継続	子育て支援課

1	12	児童放課後 健全育成対 策の充実	平成 25 年度より地域交流運営委員会 とフリースペースを一つとし、K o K o A運営委員会へすべての事業を委託し た。また、新年度からの中高生ジュニ アサポーター制度の導入を検討し、子 ども達の居場所づくりについて拡充を 図った。	A	事業形態を変 えることによ り、放課後子 ども教室事業 の充実を促進 したため	継続	児童青少年課
1	13	事業所内託 児所設置の 要請	実施せず。	D	未実施のため	廃止	児童青少年課
1	14	子育て支援 教育講座の 開設	女性セミナーⅠ「親学のすすめ」を全 2回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考え る」を全 13 回開催した。	B	前年度と同様 の開催のため	継続	公民館
1	15	子育て支援 広報	広報こまえ及び市ホームページにて情 報提供を行うとともに、「子育てポータ ルサイト」により子育て情報を一元化 し、積極的な情報発信を行った。	B	前年度事業の 継続のため	継続	子育て支援課

2 介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、高齢福祉サービスと障がい福祉サービスに関する情報提供を充実します。

【施策評価の視点】

- ① 高齢福祉・障がい福祉・介護サービスに関する情報提供が十分に行われているか。
- ② 関係機関との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
2	1	在宅介護の支援	障がい者のしおりを作成し、障害者手帳配布時に渡している。相談支援の中で提供できるサービスについて情報提供を行っている（障がい者のしおりの改定版が出る。）また、障がい者就労支援センターで障がい者の就労に向けた支援や生活相談を行い、情報提供も行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
2	2	訪問看護ステーションとの連携	訪問看護ステーションとの情報交換を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
2	3	介護サービスの基盤整備（人材確保研修等）	東京都介護支援専門員実施研修の受講要綱を総合相談窓口と地域包括支援センターにて配布している。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
2	4	介護保険制度の周知	介護保険制度のまなび講座を実施した。 また「こまえの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
2	5	通所介護の充実	通所介護事業者連絡会を開催しサービス提供者の連携を図った。「こまえの介護保険」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課

2	6	訪問介護の充実	訪問介護事業者連絡会を開催し、サービス提供者の連携を図った。また「こまへの介護保険」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	A	新たに連絡会を開催し連携を深めたため	継続	高齢障がい課
2	7	短期入所生活療養介護の充実	「こまへの介護保険」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
2	8	地域包括支援センターの機能の充実	介護予防ケアマネジメント事業、総合相談、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等を関係機関等と連絡を取りながら実施をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課

*資料に用語解説あり

3 人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。特に、男性保育士や男性ボランティアなどの確保に向けては、施設の改修や学習機会の提供の検討を行います。

【施策評価の視点】

- ① 職員の能力向上と育成を図っているか。
- ② 子育てや介護を支える担い手に対して、学習の機会を提供しているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
3	1	ボランティア講座の開催	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域福祉課

3	2	男性保育士の確保（正規職員）	正規職員の採用1人	A	新規の男性保育士の採用があったため	継続	職員課
3	3	男性保育士の確保（嘱託・臨時職員）	採用募集は男女を対象とし、選考している。	B	前年度事業継続のため	継続	児童青少年課
3	4	育児・介護者等の専門研修の実施	ヘルパー研修会を開催し、介護等についての市民の意識を高めるとともに、技術の向上や資質向上、学習機会の提供を行っている。 (ヘルパー研修会参加人数9人)	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
3	5	乳幼児・障がい児保育研修の実施	公立保育園に加え、平成25年度からは私立保育園2園でも巡回相談を開始し、専門家の指導助言を受けている。 このほか継続事業として、あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」での保育実践研修や、6園合同研修を実施している。	A	新たに私立保育園2ヶ所で巡回相談を開始したため	継続	児童青少年課

4 男女平等意識の啓発

育児・介護に携わるすべての職員に対して、男女平等についての研修制度を充実させ、パンフレット等の情報提供を行います。男女平等意識の啓発とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに（＊）に関する知識の普及と実践を促進します。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 職員に対して、男女平等意識の啓発を行っているか。
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（＊）に関する知識の普及と啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
4	1	関係職員に対する男女平等意識の啓発	男女平等理解のための職員研修会実施。参加者 22 人	B	男女平等理解のための研修を実施したため	継続	職員課
4	2	家庭における男女平等教育の推進	女性セミナーⅠ「親学のすすめ」を全 2 回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全 13 回開催した。	B	前年度と同様の開催のため	継続	公民館
4	3	関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(*)の研修	実施していない。	D	未実施のため	検討	職員課
4	4	健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等教室の開催）	健康教室 実施日数 12 日 参加人数 314 人 食育事業 実施日数 19 日 参加人数 291 人	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
4	5	自己健康管理システムの充実	なし（健康手帳配布など健康管理に関する取組みはあるが、システム構築は現在事業としては検討していないため）	D	事業としての取組みは行っていないため	廃止	健康推進課

*資料に用語解説あり

5 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅のバリアフリー化等の整備を推進します。

【施策評価の視点】

誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅等が整備されているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
5	1	高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	3 棟 45 室運営管理（増設なし） 平成 26 年 3 月末現在 45 室中在室 46 人（男性 13 人、女性 33 人）	B	前年度事業の 継続のため	継続	高齢障がい課
5	1	高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	実施せず。	D	取組みを行っ ていないため	継続	まちづくり推進課
5	2	特別養護老人ホームの建設と機能の充実	ベッド確保： 桜ヶ丘延寿ホーム 27 床、いなぎ苑 10 床、こまえ正吉苑 54 床、こまえ 苑 80 床、みやま大樹の苑 5 床、第 二万寿苑 8 床	B	前年度事業の 継続のため	継続	高齢障がい課
5	3	あいとぴあセンターの機能の充実	バリアフリーについては建設時に 実施済み	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推進課

5	4	住宅のバリアフリーの推進	介護保険制度における住宅改修及び高齢者施策における自立支援住宅改修費給付において住宅のバリアフリー化を行っている。どちらの制度も高齢障がい課が担当しており、相談等により最適なサービスを受けられるよう各制度の説明を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
5	5	道路・公園等のバリアフリーの推進	まちづくり条例による各関係部署の各課協議等を通じて、「公共的建築物の福祉環境整備基準」の遵守を要請するなど啓発推進を行っている。 (要望件数 20 件) また、ユニバーサルデザイン推進補助金についても、市内医師会、歯科医師会、薬剤師会への情報提供を行うほか、上記各課協議の場で情報提供を行い、推進に努めている。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域福祉課
5	6	道路・公園等のバリアフリーの推進	道路上の凹凸等、バリアを解消する道路維持管理上必要な修繕や整備工事、緊急工事を継続して行った。	B	前年度事業継続のため	継続	道路交通課
5	7	道路・公園等のバリアフリーの推進	歩道のセミフラット化(*) 市道第 32 号線：延長 L=84m 道路(歩道含む)整備のための設計 調布都市計画道路 3・4・16 号線(電中研前)	B	前年度同様の事業内容のため	継続	整備課

* 5-1 の各事業内容について、高齢障がい課については「高齢者集合住宅の管理運営」、まちづくり推進課については「高齢者集合住宅の増設検討」を所管している。

* 資料に用語解説あり

6 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント（＊）体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいくりに向けた身近な拠点整備を進めます。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 関係機関との連携を行っているか。
- ② 地域で支える体制が充実しているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
6	1	ホームヘルパー派遣制度の充実	ホームヘルパーの派遣について公費で負担することで、介護を支える環境の充実に繋がっている。 また、障害福祉サービス等事業者連絡会において事業者間の連携を図っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
6	2	心身障がい者（児）緊急一時保護事業の実施	緊急一時保護事業（在宅）を実施することで、介護を支える環境の充実に貢献している。	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
6	3	配食サービスの充実	週1回～週6回（月～土）までの夕食の配食サービスを実施 平成26年3月31日現在 利用登録者 135 人 配食数 14,631 食	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
6	4	入浴サービスの充実	障がい者の生活援助として介護等を支える環境の充実に貢献するため、身体障害者に対して訪問入浴サービスを行った。 利用人数 1 人 実施回数 9 回	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課

6	5	保健センターの充実	施設内各機関との連携	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
6	6	老人福祉センターの充実	あいとびあセンターで入浴・レクリエーションの場の提供。 平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) 利用者数延べ 32,100 人	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
6	7	障がい者福祉センターの充実	あいとびあセンター内「サポート」にて障がい者の就労支援、生活支援を行っている。 就労支援 1656 件 生活支援 374 件	B	前年度事業の継続のため	継続	高齢障がい課
6	8	相談機関との連携	相談支援事業所「リヒト」と月 1 回連絡調整会議を行った。また、狛江市内の相談支援事業所とも月 1 回連絡会を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉相談課
6	9	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとびあセンター内に設置したボランティアセンター(社会福祉協議会)にて、ボランティアのつどい等の催しを行い、福祉推進団体の活動の場をもった。 ボランティアのつどい(第 34 回) 参加団体 39 団体 参加者 850 人	B	前年度事業の継続のため	継続	地域福祉課

7 生きがいつくりの推進

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者などの生きがいつくりと能力活用を進めます。

【施策評価の視点】

生きがいつくりや能力活用を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
7	1	市民農園の活用	世帯ごとで利用しているため、家族利用が多い。男女の区別なく利用している。	C	農園数が減ったため	継続	地域活性化課
7	2	高齢者の能力開発講座の実施	「こまえ市民大学」を延 18 回開催した。 「パソコン室使用者協議会」では、勉強会を延 188 回、庁用バスで視察研修会を 1 回実施した。	B	前年度と同様の開催のため	継続	公民館
7	3	健康管理資料の作成・配布	「健康ガイド」、「しょくいくガイド」がん検診などのお知らせの作成・郵送・配布、「母子健康手帳」、その他の資料の配布	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
7	4	スポーツ・レクリエーション活動の推進	成人を対象に「成人スポーツ教室」、小・中学生を対象に「青少年スポーツ教室」「少年少女スポーツ大会」、市民を対象に「市民スポーツ大会」「市民スポーツデー」を実施し、スポーツに親しむ場を提供した。 また新たに障がい者スポーツ教室を実施した。	A	新規事業を実施したため	継続	社会教育課

8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

子育てに仕事にがんばる全ての母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しめたり、子育て相談や遊びをテーマとする「子育てカフェ」など、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めていきます。また、子育て支援を行っている民間団体への支援を進めていきます。

【施策評価の視点】

子育て世代等が交流できる場づくりや、関係民間団体への支援を行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
8	1	子育てカフェなどの子育て世代の交流の場づくりの支援	子育て世代の交流の場として子ども家庭支援センター、和泉児童館の子育てひろば、学童保育所のあそびのひろば、保育園の園庭開放、野川たんぽぽひろばを行った。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため	継続	子育て支援課
8	2	民間団体への支援	1 団体に後援、3 団体と共催の事業を行った。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため	継続	子育て支援課

<大綱5の各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	12
B 現状維持	40
C あまり進んでいない	1
D まったく進んでいない	5
計	58

<大綱5の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が最も多くなっているため。 子育ての分野では、あそびの広場及び放課後クラブの新規開設や学童クラブにおける巡回相談の回数増加、認可外保育施設利用者の負担軽減等に取り組み、子育てサービスの充実が図られた。 また男性保育士を新規に採用したことから、男女共同参画を直接的に推進させていることがわかる。
---	---

<提言>

- ① 現状維持の事業が多く見られるため、事業自体の検討や改善が必要である。
- ② 子育て以外の分野で、評価の改善が得られるよう取り組む必要がある。
- ③ 大きな予算が必要な事業以外で、連携を深めたり周知活動によって子育て・介護を支える環境の安定を進める等工夫が求められる。

狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

◇計画の基本的視点◇

- 1 DVはどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- 2 DVの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- 3 地域課題に即したきめ細やかな取組みの推進
- 4 既存のセーフティーネット制度の活用
- 5 東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

○性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策

1 ドメスティック・バイオレンス（＊）の予防のための取組み

DVを根絶するためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

【施策評価の視点】

- ① すべての世代に対して、予防のための啓発を行っているか。
- ② 若年層に向けた暴力予防の取組みをしているか。

*資料に用語解説あり

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	広報啓発活動 の普及	庁舎ロビーでDV防止啓発のため の展示を行った。 国、都等が作成する啓発冊子等を配 布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
1	2	デートDVに 関する啓発	都が作成する資料を配布した。	C	啓発活動をあ まり行えてい ないため	継続	政策室
1	3	学校における 暴力防止教育	都教育委員会事業「ふれあい（いじ め防止）月間」に年3回取り組み、 問題行動等に対してきめこまかく 指導が行えるようにした。児童虐待 防止研修セットを活用して、児童・ 生徒の虐待防止にも取り組んだ。	B	前年度事業の 継続のため	継続	指導室

2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

配偶者等から暴力を受けた場合の相談相手は、友人・知人が6割弱、次いで家族が5割弱、医師が1割強となっています。

DVを発見し情報提供してもらうためには、被害者から相談を受けた方からの情報提供をはじめとして、学校や児童相談所、民生委員・児童委員、町内会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上での市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っていきます。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

【施策評価の視点】

- ① 情報提供から自立支援に至るまで、被害者の状況に応じた支援をしているか。
- ② 職員による二次被害防止の取組みを行っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
2	1	診察などを通じての発見と対応	関係者からの情報提供や通報・連絡を受ける窓口となった。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	2	関係者による情報提供の周知	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
2	2	関係者による情報提供の周知	関係者からの情報提供や通報・連絡を受ける窓口となった。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	3	被害者の安全確保	母子自立支援員による緊急一時保護施設への保護など、被害者への安全確保を最優先に取り組んだ。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課

2	4	子どもの安全確保とケア	母子自立支援員による相談窓口での相談、及び電話相談において、情報提供、関係機関と連携し、被害者の安全と生活の場の確保及び自立支援に努めた。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	5	民間シェルターへの支援の検討	実施せず。	D	未実施のため	検討	子育て支援課
2	6	被害者の自立支援	母子自立支援員による相談窓口での相談及び電話相談において、情報提供、関係機関と連携し、被害者の安全と生活の場の確保及び自立支援に努めた。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	7	二次被害の防止	関係課による庁内連絡会において、二次被害を発生させないように話し合った。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室

3 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療においてケガの診断から暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市・警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携して、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

【施策評価の視点】

- ① 相談先の周知を図っているか。
- ② 庁内や関係機関との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	25 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担当課
3	1	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知	広報こまえや市ホームページ、庁舎2階男女共同参画コーナーにて周知した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
3	2	関係機関との連携強化	母子自立支援員による相談窓口における対応及び電話相談において、必要に応じて、関係機関との連絡、連携による相談援助活動、情報提供を行った。	B	関係機関との連携に努めたため	継続	子育て支援課
3	3	庁内連携の強化	関係課による庁内連絡会を開催し、各課における対応状況について情報交換を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
3	3	庁内連携の強化	母子自立支援員による相談窓口における対応及び電話相談において、必要に応じて、関係部署との連絡、連携による相談援助活動、情報提供を行った。	B	庁内の関係部署との連携に努めたため	継続	子育て支援課

<各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	0
B 現状維持	12
C あまり進んでいない	1
D まったく進んでいない	2
計	15

<評価>

<理由>

B	前年度からの継続事業が最も多くなっているため。 しかしながら、情報提供から自立支援に至るまでの支援体制や、関係機関や庁内における連携について適切に行っていることは評価できる。
---	--

<提言>

① 全ての世代に向けてDVを理解するための周知、啓発活動が必要であり、特に若年層に向けてはインターネットやSNS等の様々な情報媒体を活用していくことが望ましい。 ② 相談業務の充実のために、関係機関との連携強化や相談窓口の周知をするとともに、相談員の養成等を行っていく必要がある。 ③ 未実施の状況が継続している事業については、今後検討が必要である。
--

○推進体制の強化

1 取組みの方針

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者が男女共同参画を進めやすくするための拠点整備の検討を進めるとともに、市がリーダーシップを発揮し、率先して男女共同参画を実践します。

2 推進体制強化に向けた取組み

①男女共同参画推進のための拠点整備

男女共同参画推進施策・事業を着実に推進していくために、専門担当課の設置や人員の補強を目指し、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

計画や事業の推進状況を検討するための第三者機関として、計画推進会議の設置の検討をします。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討をします。

男女平等条例制定の検討においては、審議会を設置し、市民参加や事業者との協働のもとに検討を進めていきます。

男女共同参画施策の進捗状況等の情報公開にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民への公表に取り組みます。

女性グループへの支援や女性グループ・市民・事業者の相互の交流や連携が必要で、市はネットワーク構築をサポートしていきます。

これらの推進体制強化に向けての男女共同参画推進のための拠点づくりや整備を進めていきます。

25 年度実績	担当課
男女共同参画推進計画庁内推進本部及び推進会議を開催している。 また、市民で構成する男女共同参画推進委員会において、フォーラム開催や情報誌発行等の活動を進めている。	政策室
女性のみで構成される市民活動団体等に対しても区別なく運営している。ネットワークについては特に進捗していない。	地域活性課
人気のある講座作りを心掛けている。 また、活動希望者には、各種団体を紹介している。	公民館

②狛江市の取組み

一般行政職における女性割合の 30%確保を目標に、市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市内の一事業所として率先して男女共同参画社会の実現を目指すために、職員全員を対象とする男女平等意識の確立に向けた意識啓発と研修制度の強化を図ります。

あわせて、狛江市役所は市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランス（*）の取組みを進めていきます。（*資料に用語解説あり）

25 年度実績	担当課
平成 25 年 4 月 1 日現在の一般行政職における女性割合は、31.6%となっている。 しかし、女性職員がいない職場もあることから、男女のバランスのとれた配置となるよう努める必要がある。 男性の育児参加の観点からは、育児休業を取得した男性職員が 5 名、育児時間を取得した男性職員が 1 名であった。取得率は上がっているが、実情として取得日数が少ないため、男性職員も長期に取得できるよう、また、男性職員だけでなく全職員にとって子育てのしやすい職場となるよう制度の周知等を行いながら、男女とも積極的な育児参加を促していく必要がある。	職員課

資料編

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱	59
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱	61
庁内推進本部・庁内推進会議開催経過	63
庁内推進本部員名簿	64
庁内推進会議委員名簿	65
用語解説	66

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

○狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

平成22年9月10日要綱第89号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

平成26年4月14日要綱第65号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

(目的)

第1条 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は、企画財政部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、部員の互選によって定める。
- 4 部員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 本部会議の議事は、出席部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部設置要綱（平成13年要綱第37号）は、廃止する。

付 則（平成24年3月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年 4 月14日要綱第65号）
この要綱は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

別表 （第 3 条関係）

企画財政部	秘書広報室長，政策室長
総務部	職員課長
市民生活部	地域活性課長
福祉保健部	地域福祉課長，高齢障がい課長，健康推進課長
児童青少年部	子育て支援課長，児童青少年課長
都市建設部	まちづくり推進課長，道路交通課長，整備課長
教育部	指導室長，社会教育課長，公民館長，図書館長

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

○狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

平成22年9月10日要綱第90号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

平成25年9月3日要綱第121号

平成26年4月14日要綱第65号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」を全庁的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」の推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- (3) 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、別表に定める男女共同参画関連施策を担当する課の職員の中から市長が任命する委員をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱（平成13年要綱第36号）は、廃止す

る。

付 則（平成24年 3 月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 9 月 3 日要綱第121号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年 4 月14日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

選出区分	選出人員
企画財政部秘書広報室	1 名
企画財政部政策室	1 名
総務部職員課	1 名
市民生活部地域活性課	1 名
福祉保健部地域福祉課	1 名
福祉保健部高齢障がい課	1 名
福祉保健部健康推進課	1 名
児童青少年部子育て支援課	1 名
児童青少年部児童青少年課	1 名
都市建設部まちづくり推進課	1 名
都市建設部道路交通課	1 名
都市建設部整備課	1 名
教育部指導室	1 名
教育部社会教育課	1 名
教育部公民館	1 名
教育部図書館	1 名
合計	16名

庁内推進本部・庁内推進会議開催経過

< 庁内推進本部 >

日程	会議	内容
平成 26 年 10 月 15 日	平成 26 年度 第 1 回	・平成 26 年度狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について ・平成 25 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書について ・男女共同参画推進計画の改訂について

< 庁内推進会議 >

日程	会議	内容
平成 26 年 5 月 14 日	平成 26 年度 第 1 回	・新委員の紹介 ・平成 25 年度推進状況報告書について ・男女共同参画推進計画の改訂について ・今後の予定について
平成 26 年 8 月 6 日	平成 26 年度 第 2 回	・平成 25 年度推進状況報告書について ・今後の予定について

庁内推進本部員名簿

		職名	氏名
本部長		企画財政部長	石森 準一
本部員	1	企画財政部秘書広報室長	浅見 秀雄
	2	企画財政部政策室長	小川 啓二
	3	総務部職員課長	上田 博記
	4	市民生活部地域活性課長	片岡 晋一
	5	福祉保健部地域福祉課長	平林 浩一
	6	福祉保健部高齢障がい課長	布施 治郎
	7	福祉保健部健康推進課長	高野 義彦
	8	児童青少年部子育て支援課長	小川 みゆき
	9	児童青少年部児童青少年課長	上田 智弘
	10	都市建設部まちづくり推進課長	加藤 達朗
	11	都市建設部道路交通課長	遠藤 慎二
	12	都市建設部整備課長	小俣 和俊
	13	教育部指導室長	吉田 知弘
	14	教育部社会教育課長	浅見 文恵
	15	教育部公民館長	三角 光正
	16	教育部図書館長	加藤 清己

*平成 26 年 10 月 1 日現在

庁内推進会議委員名簿

	所属名	氏名
1	企画財政部秘書広報室	吉田 恵美
2	企画財政部政策室	矢野 裕之
3	総務部職員課	草野 智之
4	市民生活部地域活性課	福井 綾香
5	福祉保健部地域福祉課	高橋 公平
6	福祉保健部高齢障がい課	折本 真奈美
7	福祉保健部健康推進課	岩崎 春菜
8	児童青少年部子育て支援課	佐藤 彩絵子（副議長）
9	児童青少年部児童青少年課	大脇 瑤子
10	都市建設部まちづくり推進課	高橋 悟
11	都市建設部道路交通課	田村 宗一 嶋之内千佳（H26.7月まで）
12	都市建設部整備課	一瀬 隆文（議長）
13	教育部指導室	金谷 雅史
14	教育部社会教育課	篠崎 篤子
15	教育部公民館	清水 一彦
16	教育部図書館	肱岡 真奈香

*平成26年9月末現在

用語解説

【アンペイドワーク】

賃金の支払われない家事労働（家事・育児・介護）等は無償労働（アンペイド・ワーク）といわれ、その大半は専業主婦を中心とする女性が担っている。1990 年代後半以降、無償労働を社会的に評価する必要性が強調されている。

【NGO】

「Non-Governmental Organizations,」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、国内・国際の両方がある。日本では、NGO という言葉が、国際的なものとして使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

【NPO】

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998 年 3 月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【ケアマネジメント】

介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

【スキルアップ】

仕事に必要な技術や技能をスキルというが、これを自ら磨き上げて現在の仕事・昇進には勿論、再就職や、転職を有利にするのがスキルアップである。

【セクシュアル・ハラスメント】

職場・学校等で（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指す。例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例である。

異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動（職場に水着写真を貼る等）をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているのも関わらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様

の言動をすることも含まれる。

【パワーハラスメント】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

【セミフラット化】

歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さが歩道面より高い歩道構造にすること。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族や恋人等近親者間に起こる暴力全般を指す。

身体的虐待： 殴る・蹴る・突き飛ばす・髪を引っ張る・押さえつける・首を絞める・物をぶつける・物を使って殴る・物を壊す・熱湯や水をかける・煙草の火を押しつける・唾を吐きかける・部屋に閉じ込める・怪我をしているのに病院へ行かせない、等といった一方的な暴力行為。

精神的虐待： 恫喝したり日常的に罵る・無視する・無能役立たずと蔑む・他人の前で欠点をあげつらう・友人と会わせない・終始行動を監視する・出て行けと脅す・別れるなら死ぬと狂言自殺する・子どもや身内を殺す等と脅す・ペットを虐待してみせる・野菜をちぎる、等。ストレスとなる行為を繰り返し行う。

性的虐待： 性交の強要・避妊をしない・特別な行為を強要する・異常な嫉妬をする、等一方的な行為で、近親間強姦とも呼べる。

経済的暴力： 仕事を制限する・生活費を入れない・家の金を持ち出す・無計画な借金を繰り返す・買い物の指図をする、等。

社会的隔離： 近親者を実家や友人から隔離したがる・電話や手紙の発信者及び内容を執拗に知りたがる・外出を妨害する、等。

【メディア・リテラシー（情報活用能力）】

新聞やテレビ等の内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。イギリスやオーストラリア等の英語圏では、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育が盛んである。日本でもメディアリテラシーの重要性が教育界で叫ばれるようになり、新聞を使った授業等が行われている。メディアリテラシーが充実すると、メディアの実情がわかる消費者がふえ、マスメディア側の立場を危うくするが、マルチメディア時代には不可欠なものである。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】

世界保健機関（WHO）はその定義を「人々は安全で満足できる性生活を送り、子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由を持つべきである。さらに人々は生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利を有する。その対象はまた、性に関する健康も含まれており、その目的は、生殖や性感染症に関するカウンセリングやケアを受けられるにとどまらず、個人と他人の生活との相互関係を向上させることを目的としたものである」としている。ここでは「健康」と同時に「権利」が重視されており、その点からリプロダクティブ・ヘルス／ライツと記載される。

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会を作り、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることとされる。

登録番号（刊行物番号）

H26－35

平成 25 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

平成 26 年 10 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03（3430）1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 90 円